

平成24年9月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第35号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年8月23日

判 決

山口県 [redacted]

原 告 [redacted]

上記訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市 [redacted]

被 告

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

[redacted]

上記訴訟代理人支配人

[redacted]

同

[redacted]

同

[redacted]

同

[redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、357万9703円及びうち312万9258円に対する平成24年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び被告との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した原告が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフ及び被告は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、被告（ライフとの取引分については吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した被告）に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。

2 請求原因

- (1) ライフ及び被告は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 原告は、① 被告との間で、別紙計算書1のとおり、平成8年12月9日から平成23年10月24日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返し（以下「本件取引1」という。）、また、② ライフとの間で、別紙計算書2のとおり平成6年3月28日から平成23年6月27日まで継続的に金銭の借入と弁済を繰り返し、同年7月1日吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した被告に、同計算書のとおり同年8月1日、同月31日、10月3日、11月4日に各1万2000円を弁済した（以下「本件取引2」という。）。
- (3) 原告のライフ及び被告に対する弁済は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超過するものである。
- (4) ライフ及び被告は、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を原告から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。
- (5) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、平成24年1月13日現在で、本件取引1について172万2760円の過払金元金と利息25

万1200円、本件取引2について140万6498円の過払金元金と利息19万9245円が生じている。

- (6) よって、原告は、被告に対し、過払金（不当利得）の返還、平成24年1月13日までの民法704条前段所定の利息の支払及び過払金元金に対する平成24年1月14日から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (1) ライフ及び被告は、本件取引1及び2の期間を通じて、原告に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付しており、同法43条1項のみなし弁済規定の適用があると認識していた。とりわけ、最高裁平成18年1月13日判決が言い渡される以前の時期（同判決後もその最高裁判例解説が刊行された時期まで。）については、ライフ及び被告において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 被告は善意の利得者であるから、その返還すべき範囲は現に利益の存する限りにとどまるところ、不当利得分について法人税等により特別の出費をしているから、その範囲が限られるべきである。
- (3) 仮に、ライフ及び被告が悪意の受益者であるとしても、被告は、本件訴訟が提起されたことによって初めて、制限超過部分を弁済として受領できないことを認識したから、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。また、上記最高裁判決を踏まえて、平成18年1月14日以降に発生した利息に限られるべきである。
- (4) 仮に、ライフ及び被告が悪意の受益者であるとしても、過払金に対して発

生する利息を新たに発生した借入金債務に充当する合意は存しないから、そのような充当はできない。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)の事実は当事者間に争いがなく、同(2)、(3)の事実は、甲1及び弁論の全趣旨により認められる。

2 請求原因(4)（悪意の受益者）について

(1) 上記のとおり、ライフ及び被告は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で原告との間で上記の各取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、被告は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、ATMジャーナルのロール写真（乙6）及び電磁的記録として乙第7号証を証拠として提出する（本件取引1について）が、これは被告において保存されていた取引データを本件訴訟後に印字したものに過ぎず、原告との間の個別の貸付又は返済の際にこれらの書面が実際に交付されたことを証明するものではなく、また、交付したものと同一書式や記載内容が再現されているものとは認められないから、取引の都度、原告に対して同内容の書面が交付されていたことを立証するものではない。被告は、上記以外に貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから（本件

取引2については一切立証しない。)、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、ライフ及び被告は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、ライフ及び被告は、本件各取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、原告に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。この点、被告は、上記利息を付すべき始期について種々主張するが、前記のとおり、ライフ及び被告は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、いずれも採用できない。

また、相殺の場合の充当方法について、民法512条が同法488条ないし491条を準用していることからすると、貸金業者と借主が互いに金銭消費貸借の債権者と債務者になり、あるいは過払金返還請求権の債権者と債務者になり得る場合にあっては、当事者間の公平を図る趣旨から、弁済が費用、利息、元本の順に充当されることに対応して、過払金も利息、元本の順に充当されると解するのが相当であり、当事者もそのように合意しているものと推認するのが相当である。

また、被告は、本件各取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、原告に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うものというべきであって、その後の納税等によって現存利益が失われたとしても、上記結論を左右するものではない。

3 請求原因(5)について

弁論の全趣旨によれば、本件取引1、2は、それぞれ基本契約に基づく連続した貸付取引であり、過払金が発生するとすればその後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意があるものと認められる。

これにより、本件取引 1, 2 について利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書 1, 2 のとおりとなる。

- 4 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言を付するのは相当でなく、仮執行免脱宣言を付する必要はないし、被告の求める条件を付すこともない。

山口地方裁判所第 1 部

裁 判 官 山 本 善 彦

これは正本である。

平成 24 年 9 月 21 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 知 禿 真由美

